

「タクシー利用券」の制度を改正
複数枚の使用が可能に

市では、運転免許証を持たない高齢者に対し、タクシー利用料金の一部を助成する「匝瑳市地域交通利用券」（タクシー利用券）を交付しています。利便性の向上のため制度の見直しを行い、1回の乗車で複数枚を使用することが可能になりました。

市内循環バスの補完事業として平成27年度から交付を開始したタクシー利用券は、29年度にはそれまで市内に限っていた使用範囲を隣接市町に拡大しました。30年度からは、1か月当たりの交付枚数を増やし、複数枚を使用できるようにすることで利便性の向上を図ります。

◆助成額

1枚500円で、1か月当たりの交付枚数は3枚（年間で最大36枚・総額1万8000円分）

◆対象

申請時点で次の①～⑤の条件全てを満たす人が対象です
 ①市内居住者で本市の住民基本台帳に記録されている75歳

以上の人であること

②運転免許証の交付を受けていないこと

③市の福祉タクシー利用券や外出支援サービス利用券の交付を受けていないこと

④生活保護を受けていないこと

⑤市税などの滞納がないこと

◆申請方法

次の①②をお持ちの上、市役所1階環境生活課または野栄総合支所で手続きをしてください。

なお、申請に当たっては、資格要件の確認のため対象者本人の同意が必要です。

必要なもの：①後期高齢者医療被保険者証など対象者の氏名・住所・生年月日を確認できるもの②印鑑

◆有効期間

平成31年3月末まで
 環境生活課市民協働班

☎73・0088



利便性の向上を図り見直しを行った「タクシー利用券」

4月6日～15日 **春の全国交通安全運動**

～よくみせて ちいさなきみのおおきなて～

4月6日（金）～15日（日）は「春の全国交通安全運動」期間です。この時期は、新入学などで子どもたちが不慣れた通学路を歩く機会が増え、事故が起こりやすくなります。ドライバーは歩行者優先のルールを順守し、また、歩行者自身もマナーを守って、共に交通事故の防止に努めましょう。

運動初日の6日（金）は、関係機関が一堂に会する「春の全国交通安全運動出動式」を実施します。

時間…9時～ 場所…市役所南側駐車場

※終了後、街頭啓発を実施します。



交通安全を呼び掛ける一日警察官役の中学生（昨年春の出動式）

4/8日 **キャンペーンイベントを開催**

4月10日（火）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。この日に向けたキャンペーンイベントを開催します。

日時…4月8日（日）10時～12時 場所…ふれあいパーク八日市場 内容…千葉県警察音楽隊による演奏、子供運転免許証のほか啓発グッズの配布

環境生活課市民協働班 ☎73-0088

みんなで目指そう「運動の重点目標」

- ①子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

障がいがある人への各種支援

身体や精神に一定の障がいがあり、身体、精神、療育の各障害者手帳を持っている人に対する各種支援制度を紹介いたします。制度により手続き方法などが異なりますので、事前にご相談ください。



■主な支援制度

◆医療費の助成

重度心身障がい者が医療機関を利用した場合、助成により一定の自己負担で保険診療が受けられます。

※所得による制限があります。
対象：65歳未満の時に、身体1〜2級または療育(A)〜Aを取得した人(65歳以上で県外からの転入者は対象外)

◆後期高齢者医療制度への変更

原則75歳以上の人が対象の後期高齢者医療制度に加入することができま

対象：65〜74歳の人で、身体1〜3級(音声・言語機能またはそしゃく機能障がいの人や下肢障がいの人)の一部は4級も該当)、療育(A)〜A、精神1〜2級の人

※変更することで保険料などの負担が増えることもあり、

加入が有利とはならない場合があります。選択は任意です。詳細は、市民課保険料班(☎73・0086)までお問い合わせください。

◆駐車禁止規制の適用除外、自動車税などの減免

公安委員会による駐車禁止規制の除外指定を表す標章が交付されます。自動車についても、自動車税および自動車取得税が免除されます。

対象：主に身体1〜3級、療育(A)〜A、精神1級の人(障がい複数ある場合は各障がい判断。障がい区分により4級でも該当したり、3級でも該当しなかったりする場合があります)

◆有料道路通行料の割引

日常生活において有料道路を通行する場合、通行料金が割引引かれます。

対象：身体障害者手帳の所持

者(障がい者本人以外が運転する場合でも、身体障害者手帳または療育手帳を所持し手帳に「第1種」と記載のある人が同乗する場合は対象)

◆NHK受信料の減免

NHK放送受信料の全額または半額免除が受けられます。
対象：【全額免除】手帳所持者がいる世帯で、世帯員全員が住民税非課税世帯【半額免除】手帳1級(身体)の場合は2級含む)を持っている人が

受給するには申請が必要です

「児童扶養手当」、 「特別児童扶養手当」の支給

市では、ひとり親家庭などで子どもを育てる人に「児童扶養手当」を、一定の障がいのある子どもを育てる人に「特別児童扶養手当」を支給しています。

手当を受給するには、父母または養育者からの申請が必要ですので、市役所1階福祉課または野栄総合支所で相談の上、手続きをしてください。
※既に申請済みの人は、新たに申請する必要はありません。

◆手当の支給対象

▽児童扶養手当
この手当は、次の①〜⑧の

世帯主で、かつ受信契約者である世帯。視覚障がい、聴覚障がいのある人が世帯主で、かつ受信契約者である世帯

■手続き方法

支援制度を受けるためには、申請が必要です。市役所1階福祉課までご相談ください。
この他、公共交通機関を利用する場合に料金が割引になる場合があります。

問福祉課☎73・0096

いずれかに該当する児童を監護している父または母、もしくは父または母に代わってその児童を養育している人に支給するものです。

手当は、児童が18歳に達した年度末まで支給されます(心身に一定の障がいがある場合は20歳に達するまで)。

①父母が婚姻を解消した②父または母が死亡した③父または母に重度の障がいがある④父または母の生死が明らかでない⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている⑥父または母が裁判所からのD

各種障害者手帳の記載は正しいですか?

障害者手帳(身体・精神・療育)には住所や氏名などが記載されていますが、これらに変更があったときは、変更手続きが必要です。お持ちの手帳を確認し、住所や氏名などの表記が現在の表記と異なっている場合は、必ず下記まで連絡してください。

問福祉課☎73-0096

V保護命令を受けた⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている⑧母が未婚である

▽特別児童扶養手当

この手当は、身体や精神に一定の障がいのある児童を監護している父母または養育者に支給するものです。
手当は、児童が20歳に達するまで支給されます。

◆手当が支給されない例

両手当てとも、国内に住所がないときや児童福祉施設に入所しているときなど、一定の事由に該当する場合は支給されません。また、所得により、支給が制限または停止されることがあります。

問福祉課☎73・0096、野栄総合支所☎67・3111